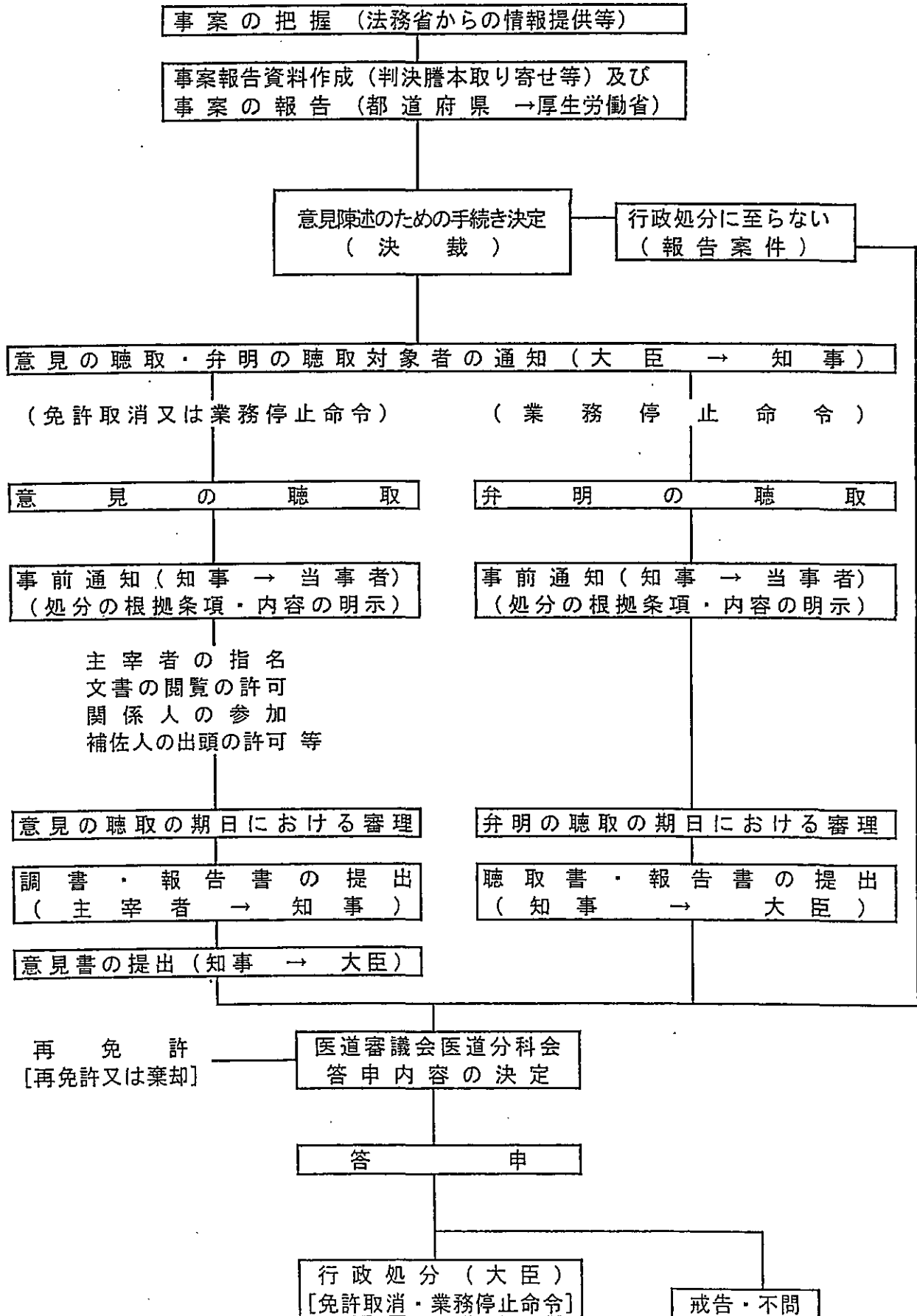


### 医師・歯科医師行政処分の流れ



# 行政処分を受けた医師に対する再教育について(概要)

## 再教育の目的

行政処分を受けた医師に対する再教育については、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療を提供するよう促すことを目的とする。

	職業倫理に関する再教育(倫理研修)	医療技術に関する再教育(技術研修)	
対象者	○ 医業停止処分を受けた者(被処分者)全員	○ 医療事故が理由で医業停止処分を受けた者	○ 医業停止期間が長期に及ぶ者
再教育についての考え方	○ 行政処分を受けた際に自ら省みる機会を提供する	○ 行政処分の理由となった技術について評価を行い、能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とする	○ 医業復帰に当たって、医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援する
再教育の内容	○ 教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛錬、読書、執筆等の中から、助言指導者の支援のもとで、被処分者の置かれた状況にふさわしいものを組合わせて実施 (助言指導者による月に1回程度の定期的な面接)	○ 専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者の医学知識と医療技術の評価を行う ○ 医学知識、医療技術に問題ないことを確認する ○ 被処分者が、自らの医療技術上の問題点を認識して、自らの能力と適性に応じた就業環境を選択する旨の自己評価	
助言指導者	○ 研修内容について助言し、研修成果を評価する役割 ○ 医師以外の場合は、何らかの形で医療に関わった者であり、指導的な立場にある医師と連携のとれる者	○ 被処分者の医療技術を評価する役割 ○ 当該医療分野において専門的知識・技術を有する医師 (必要に応じて、助言及び評価の補佐を行う医師を選任する)	
再教育の提供者	○ 助言指導者の他、医療関係団体、社会奉仕団体、公益団体、学校法人 など	○ 助言指導者の他、当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人 など	
再教育期間	○ 3か月～1年程度 (処分事例ごとに定める)	○ 専門的な知識・技術を有する医師のもとで、一定期間指導を受ける (医行為を伴う技術研修については、医業停止期間が終了した後に行う)	
再教育修了評価基準	○ 医療を支える法制度等について理解がある ○ 医師に求められる職業倫理について理解がある ○ 行政処分を受けるに至った理由に対し、反省し、同様の問題を起こさない決意が確認できる ○ 自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取組みができる など	○ 医療事故を引き起こした領域における医学知識・医療技術に問題がないことが確認できる	○ 医業再開後の業務内容を適切に選択できる ○ 医学知識、医療技術に問題がないことが確認できる
再教育修了の認定	○ 研修の実施後に、被処分者は研修実施報告書(被処分者が作成)及び研修評価書(助言指導者が作成)を厚生労働省に提出する ○ 適切に研修が実施されたと認められる場合、再教育の修了を認定し、再教育修了通知書を発行する		

※免許取消処分を受けた者については、将来的に免許の再交付がなされる場合に、再教育を義務づけることが適当。

他資格における行政処分の類型、調査権限等の例（弁護士）

資格名	弁護士
資格の発効要件	弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。
行政処分の類型	①戒告 ②2年以内の業務の停止 ③退会命令 ④除名 処分権者：弁護士が所属する弁護士会 この他に、日本弁護士連合会による登録の取消がある。 (禁固以上の刑に処せられた場合や死亡した場合等)
再免許	除名の処分を受け、処分の日から3年を経過しない者は、弁護士となることができない。
免許の自主返納への対応	懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまでは、登録取消の請求をすることができない。
調査権限	弁護士会の綱紀委員会は、懲戒の調査又は審査のために必要があるときは、弁護士や懲戒請求者等に対し、陳述、説明、資料の提出を求めることができる。 ※行政による調査権限はない。

(参考) 弁護士会員数：21,189人（平成17年7月1日現在）  
懲戒件数：49件（平成16年、各弁護士会）

他資格における行政処分の類型、調査権限等の例（公認会計士）

資格名	公認会計士
資格の発効要件	公認会計士となる資格を有する者が公認会計士になるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。
行政処分の類型	①戒告 ②2年以内の業務の停止 ③登録の抹消 処分権者：内閣総理大臣 この他に、日本公認会計士協会による登録の抹消がある。 (心身の故障や禁固以上の刑に処せられた場合等)
再免許	登録の抹消の処分を受け、処分の日から5年を経過しない者は、公認会計士となることができない。
免許の自主返納への対応	日本公認会計士協会は、公認会計士が懲戒の手續に付された場合は、その手續が終了するまでは、業務の廃止によるその公認会計士の登録の抹消をすることができない。
調査権限	・内閣総理大臣は、公認会計士に懲戒処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって必要な調査(審問、報告の徴取、鑑定、物件の提出、立ち入り検査)をすることができる。 ・内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要があると認めるときは、公認会計士の業務に関し、報告や資料の提出を求め、立ち入り検査をすることができる。

(参考) 公認会計士数：15,469人（平成17年3月31日現在）

他資格における行政処分の類型、調査権限等の例（税理士）

資格名	税理士
資格の発効要件	税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。
行政処分の類型	①戒告 ②1年以内の税理士業務の停止 ③税理士業務の禁止 処分権者：財務大臣 この他に、日本税理士会連合会による、登録の取消しがある。（心身の故障や2年間所在不明の場合等）
再免許	税理士業務を禁止された者で、処分を受けた日から3年を経過しない者は、税理士となることができない。
免許の自主返納への対応	日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手續に付された場合は、その手續が終了するまでは、業務の廃止によるその税理士の登録の抹消をすることができない。
調査権限	国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士から報告を徴し、税理士に質問し、帳簿書類の検査をすることができる。

(参考) 税理士登録者数：67,370人（平成16年3月31日現在）  
懲戒処分件数：26件（平成15年度）

## 他資格における登録事項の取り扱い、資格確認の方法等（弁護士）

- 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない（弁護士法第8条）
- 弁護士名簿に登録する事項は以下のとおり（日本弁護士連合会会則第18条）
  - ①弁護士の氏名、本籍及び生年月日
  - ②弁護士の事務所及び住所
  - ③所属弁護士会の名称
  - ④登録番号
  - ⑤登録年月日
  - ⑥登録換えの年月日
  - ⑦登録事項変更の年月日及びその事由
  - ⑧懲戒の処分
  - ⑨登録取消しの年月日及びその事由
- 日本弁護士連合会では、弁護士の資格について照会を受けた場合には、上記の事項のうち以下の事項を回答している。
  - ①弁護士の氏名
  - ②弁護士の事務所
  - ③所属弁護士会の名称
  - ④登録番号
  - ⑤登録年月日
  - ⑥懲戒の処分（業務停止以上の場合）
  - ⑦登録取消しの年月日及びその事由
- 日本弁護士連合会のホームページでは、弁護士の氏名や事務所の所在地で検索が可能。業務停止中の者については、その旨の表示がされる。
- 名簿への登録、登録換え、登録取消し、懲戒処分が行われた場合は、官報による公告がなされる。（弁護士法第19条、第64条の6第3項）

## 他資格における登録事項の取り扱い、資格確認の方法等（公認会計士）

- 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない（公認会計士法第17条）
  
- 公認会計名簿に登録する事項は以下のとおり（公認会計士等登録規則第2条）
  - ①登録番号
  - ②氏名、生年月日、住所及び本籍
  - ③公認会計士が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地
  - ④公認会計士となる資格の取得の事由
  - ⑤公認会計士が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
  - ⑥公認会計士が他の公認会計士の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士の氏名及び登録番号
  - ⑦公認会計士が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地
  - ⑧開業登録及び変更登録の年月日
  - ⑨懲戒処分の種類及び処分を受けた年月日
  
- 日本公認会計士協会では、公認会計士の資格について照会を受けた場合には、氏名が判明していれば名簿への登録の有無、登録番号、事務所の所在地等の情報を提供している。
  
- 名簿への登録、登録の抹消の場合には、官報による公告がなされる（公認会計士法第21条の2）。懲戒処分の場合にも内閣総理大臣による公告がなされる（公認会計士法第34条第3項）。

## 他資格における登録事項の取り扱い、資格確認の方法等（税理士）

- 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない（税理士法第18条）
- 税理士名簿に登録する事項は以下のとおり（税理士法施行規則第8条）
  - ①氏名、生年月日、本籍及び住所
  - ②資格の区分及びその資格の取得年月日
  - ③税理士法人の社員となる場合には、税理士法人又は設立しようとする税理士法人の名称及び所属事務所（その事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。④において同じ。）の所在地
  - ④税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する場合には、その従事する税理士事務所の名称及び所在地又は税理士法人の名称及び所属事務所の所在地
  - ⑤③及び④以外の場合には、設けようとする税理士事務所の名称及び所在地
  - ⑥国税又は地方税に関する行政事務に従事していた者については、当該事務に従事しなくなった日前5年間に従事した職名及びその期間
- 税理士名簿に登録された者については、さらに、以下の事項を記載する（日本税理士連合会会則第34条第3項）。
  - ①最終学歴並びに職歴
  - ②所属税理士会の名称
  - ③税理士登録を受けた後報酬のある公職についた者については、当該公職並びに当該公職についた年月日及び当該公職を離れた年月日
  - ④懲戒処分を受けた者については、懲戒の種類及び懲戒を受けた年月日
  - ⑤登録番号及び登録年月日
  - ⑥登録事項変更の年月日及び変更の事由
  - ⑦登録取消しの年月日及びその事由
  - ⑧税理士証票交付の年月日及び証票の番号
- 日本税理士会連合会では、税理士の資格について照会を受けた場合には、氏名が判明していれば名簿への登録の有無、登録番号、事務所の所在地の情報を提供している。
- 名簿への登録、登録の抹消、懲戒処分が行われた場合には、官報による公告がなされる（税理士法第27条、第48条）



医師及び歯科医師の戒告件数（平成10年4月～平成17年7月）

区 分	医師 件	歯科医師 件	計 件	戒告の主たる理由
医師法違反	0	0	0	
歯科医師法違反	0	0	0	
その他の身分法違反	0	0	0	
薬事法違反	0	0	0	
麻薬取締法違反	0	0	0	
覚せい剤取締法違反	0	0	0	
大麻取締法違反	0	0	0	
殺人	0	0	0	
傷害	4	4	8	態度が横柄であることに立腹し傷害を負わせた。等
業務上過失致死(傷害)／車両	8	0	8	前方に停止中の車があったため、左側に車線変更した際、横断中の自転車に接触し、死亡させた。等
〃／医療	0	0	0	
医事に関する不正	1	0	1	医師等の資格のない者の検査を基に、手術に携わった。
狼 せ つ	0	0	0	
贈 収 賄	0	0	0	
詐 欺 ・ 窃 盗	0	0	0	
文 書 偽 造	2	0	2	運転免許を不正に取得することを知りながら、虚偽の診断書を作成した。
所得税法等違反	0	0	0	
診療報酬の不正請求	22	51	73	
そ の 他	72	18	90	銃砲刀剣類所持取締法違反、道交法違反、暴行等
内（道路交通法違反）	(22)	(9)	(31)	酒気帯び運転、速度違反
計	109	73	182	